

## 国税 0B の豊富な実務経験を活かした税制懇ならではの企画

＜個人課税・法人課税・資産課税＞

# 調査の実践体験を報告し、交流する分科会

## これであなたも「調査」に強くなる

全国税制懇話会の 2017 年秋季全国研究集会は、10 月 15-16 日（日・月）の 2 日間、北海道大沼で開催します。開催日程等は、すでにご案内の記事、又は「最近の税制懇ニュース」コーナーの税制懇機関紙No.63（2017.8.20 付）をご覧ください。以下は、大沼・全国研究集会の目玉である、「**個人課税・資産課税・法人課税の調査の実践体験を報告し、交流する分科会**」の新企画についてのご案内です。

いま、佐川国税庁長官の問題もありますが、全国各地で様々な形で税務調査が展開されています。当局側は、質問応答記録書をフルに活用しながら、強引に重加対象事案に仕立て上げたり、「偽りその他不正の行為」に結び付け「7 年遡及」を適用したり、ちょっとした手違いから消費税の仕入控除否認という「過酷な事態」も起きています。こうした中で、納税者側の担税力が殆ど考慮されないケースが多いようです。

国税局によって調査手法にかなりの違いがあり、「荒っぽくて乱暴」といわれる国税局もあります。また、調査の過程で「たまり」が大きくなると査察へ移行、といったケースも起こります。

## お好きな分科会にあなたも参加しませんか

このような税務調査の問題点をもっと掘り下げ、私たち税理士の調査対応能力を高めることが肝要、ということでこの企画を設けました。個人・法人・資産の各分科会では、それぞれの調査事例や問題意識を持ち寄って大いに議論しあい、調査の問題点とその対応について確認します。きっと、今後の調査対応の自信につながると思います。

各分科会の代表、進行担当には税務の現場経験が豊富な国税 0B 等を配置し、他の団体とは一味違う、税制懇ならではの研究集会を予定しています。税制懇の会員はもちろんですが、未加入の方もご遠慮なく、お好きな分科会をご自由に選択し、ご参加ください。

### 分科会の進め方

- 現場で発生している具体的な調査事案の検討を通じて、問題点を明確にさせ、できれば調査対応まで踏み込めれば、と考えています。
- 事案は、一定部分事務局で用意しますが、参加者からもぜひ提起（メモ程度で可）して

ください。合せたところで討論します。

### 今のところ、各分科会の準備状況、問題意識など

- 個人課税：最近、建設業者・建設労働者に対する税務当局側の動きがあり、消費税を含めた無申告者に対する課税強化が広がっている。消費税基本通達 1-1-1（個人事業者と給与所得者の区分）の解釈についての検討
- 資産課税：名義預金や名義株の扱いについて、現金を隠匿した事例への対処、実地調査の前に行なう事前照会（これも質問検査に含まれる）の是非などに焦点を当て、討論を深める。
- 法人課税：一人親方は事業者か、従業員か（外注か給与か）。クラブのホステスへ支払う対価は給与（183条）ではなく、報酬（204条）とするポイントは？といったところが出されているが、もっと、生々しい調査事案が持ち込まれる見込み。

以上のように、まだ準備半ばというところです。この分科会を成功させるため、皆様からの事例、また、ご意見をお寄せ下さい。

#### ご意見、事例の報告、参加申込み先

全国税制懇話会事務局長 増山満樹（ますやまみつぎ）

神奈川税経センター内 電話 045-865-6097 ファクス 045-865-2035

※左上部の「税制懇の組織と活動」をクリックすると、全国の役員の連絡先が表示されます。そちらもご活用ください。